

令和7年度

青少年育成 地域活動ガイド



子どもたちが
安心・安全に
過ごせる
まちづくり!

もくじ

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| ● 地域ぐるみで青少年を健やかに育てる ... 1.2 | ● 正しく使おう インターネット 9.10 |
| ● 「声かけ」「見守り」で地域の世話やき活動 3.4 | ● みんなで支えよう! なごやの子ども! ... 11.12 |
| ● 子どもの安全を守る 5.6 | ● ふれあいのある明るい家庭づくり 13 |
| ● 有害な環境から守る 7.8 | ● 愛知県青少年保護育成条例(要旨) 14 |

地域ぐるみで青少年を健やかに育てる

青少年育成市民会議 各区安心・安全で快適なまちづくり協議会

次代を担う青少年が健やかでたくましく成長することはすべての市民の願いであり、多くの青少年育成団体や青少年団体などが連携・協力をして、市民会議を構成し、青少年育成のための活動をすすめています。

また、区ごとには、地域の身近な課題について総合的に取り組むため、地域団体、事業者及び関係機関などにより、安心・安全で快適なまちづくり協議会が設立されています。



夏・冬の青少年をまもる運動強調期間

たくましく 伸びよう 伸ばそう 青少年

- 明るい家庭づくりにつとめよう
- 青少年の体験活動・自主的な活動を進めよう
- 非行や問題行動を未然に防ごう
- よい環境づくりにつとめよう
- 犯罪・事故から青少年を守ろう

夏 7月1日～8月31日



冬 12月11日～1月10日





青少年育成地域活動の取り組み

地域の世話やき活動・あいさつ運動の推進



「声かけ」と「見守り」で顔見知りの環境づくり

「地域の子どもは地域で守り育てる」を合い言葉に、地域の大人として近所の子どもたちに積極的に声かけをしたり、励ましや助言の言葉がけをする、子どもたちと顔見知りになるなど、できることから始めることが大切です。

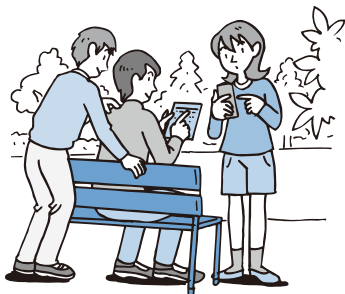
子どもの安全を守る取り組みの推進

大人の目が子どもを守ります

不審者による事件や事故に巻き込まれるケースが後を絶ちません。日常的な地域パトロールなどを継続して行い、青少年が被害にあわない環境づくりに努めましょう。また、地域の安全マップを作成したり、危険箇所を点検することで、安心・安全で快適なまちづくりを進めましょう。



青少年を取り巻く環境の浄化



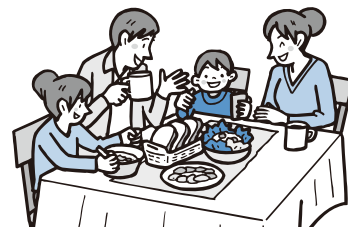
青少年が安心して健やかに育つ環境を

近年ますます青少年にとって有害な情報が氾濫しており、問題になっています。特にスマートフォンやインターネットは正しく使用しなければ、トラブルや犯罪被害、いじめに巻き込まれてしまうことを子どもたちに伝えていかなければなりません。またタバコや麻薬を始めとする薬物などから青少年を守るため、日ごろの生活態度に一層の注意を払いましょう。

親子のふれあいのある明るい家庭づくりと子育て支援

見直そう 家庭の役割 育もう よりよい生活習慣

子どもの「学び・育ち」の基盤は家庭です。基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、一日一食は家族そろって楽しく食事をするなど、できる限り家族が一緒に過ごす時間をつくり、会話のある、明るい家庭づくりを進めましょう。



青少年の交流と体験活動の促進

さまざまな体験活動を通して社会性を育みます

キャンプ、ハイキング、地域の行事への参加など、地域で子ども同士や家族ぐるみの自然体験や生活体験の機会を作りましょう。また、ボランティア活動への参加を呼びかけましょう。



「声かけ」「見守り」で地域の世話やき活動

始めます 子どものために できること

「地域の子どもは地域で守り育てる」を合い言葉に、地域の大人として近所の子もたちに関心を持ち、声かけなどを行って顔見知りになり、ときには励まし、ときには注意や助言をしながら温かく見守る地域ぐるみの活動です。日常的・継続的に行っていただくことで、地域の連帯感と教育力を高めていきましょう。

最初から無理をせず、できることから始めていただいて、子どもたちの頼れる「地域の大人」になってください。

こんなことから始めましょう

- 近所の子もたちのお手本となるよう
良いことは率先して行動する。
- 近所の子もたちと顔見知りになる。
- 子どもたちに積極的に「おはよう」
「こんにちは」と声かけをする。
- 良い行いをした時にはほめて、危険な遊びやルール
違反には注意する。
- まわりの大人にも積極的にあいさつや会話をし、
活動の輪を広げる。
- 毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及啓発に努める。

各区・地域の活動報告事例

- 通学路の交差点にて交通安全の見守
りを実施。
.....
- 登校時の子どもへ声かけを実施。
.....
- 地域住民が登校時の児童にあいさつ・
声かけするとともに安全の確保を実施。
.....
- ゼロの日に主要交差点に立ち、交通
安全の呼びかけを実施。
.....





こんなことには気をつけて

「地域の世話やき活動」に、資格や条件はありません。子どもたちの健やかな成長を願う大人のボランティア活動です。補導や取調べなどではありません。また、自分の身に危険を感じるような場面では、決して無理をしないでください。普段の生活の中で自分のことから始め、息の長い活動として続けていくことが大切です。

いじめ・虐待の早期発見

早期発見・早期対応が基本です。大人同士のコミュニケーションを大切に、近所の子どもの様子に気を配りましょう。いじめは学校・なごや子ども応援委員会等、虐待のおそれがあると感じたら児童相談所や区役所等の適切な関係機関へ連絡してください。

※裏面「青少年相談のご案内」参照



見逃さないで子どものサイン

子どもが不良行為を始めるのは、周囲の人にもっと関心を持ってもらいたいからです。子どもの変化、SOSを見逃さず、「何があったの?」と問いかけましょう。関心を持つことが大切で、決して責めたり感情的な対応はしないようにしましょう。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

い ち は や く

1 8 9

虐待以外の相談は、児童相談所相談専用ダイヤル
いちやく おなやみを
0120-189-783

親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、子ども(18歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口です。



なごや子ども体験活動情報

わくわくキッズナビ

子どもの体験活動情報をゲットする

インターネット・携帯電話の正しい利用方法を学ぶ

詳しくは、ホームページで

わくわくキッズナビ

検索

① おもしろそうなイベント・施設を探してみよう

イベント・施設 ▶ イベント・施設情報 ▶ 好みのイベント・施設を探してみよう

◎「好きなことば」でも探せるよ ▶ キーワード入力に、探したいことばをいれてみよう

例えば、「工作」、「クッキング」など、ことばをいれてクリック！
関係のあるイベントや施設が探せるよ！

② インターネット・携帯電話・スマホのトラブルに巻き込まれないために



メールやゲーム、便利な機能がたくさんあるけど、使い方を間違えたら困るトラブル(困ったこと)にあうことも!いろいろな事例をみてみよう!

② つづきをみる

このボタンをクリックしてください。



事務局:名古屋市子ども青少年局青少年家庭課

[TEL] 972-3258

[E-Mail] wakuwaku@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

子どもの安全を守る

近年、子どもに対する声かけ・つきまとい事案等が後を絶ちません。

通学路などの道路上や公園・空き地の安全を確認したり、登下校時のパトロールをするなど、家庭、学校、地域が連携・協力して子どもたちを犯罪から守りましょう。

声かけ・つきまとい事案等の状況

令和6年中に、愛知県内において、16歳未満の子どもにわいせつなどの目的で声をかけたり、つきまとったりした事案の情報件数は、2,262件(13歳未満は1,558件)ありました。

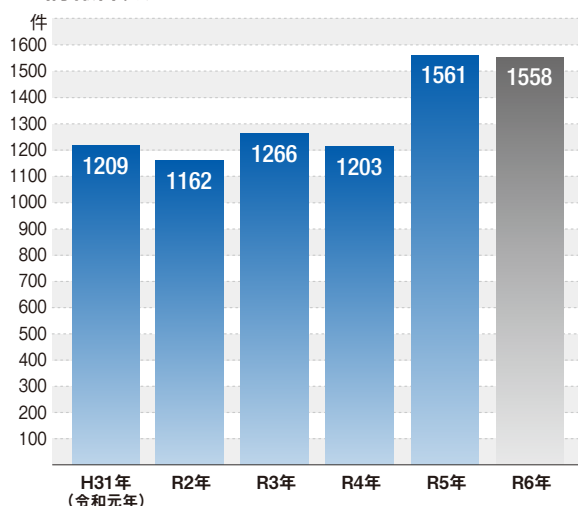
特徴としては、

- 時間帯：午後2時頃から午後5時頃
- 場 所：道路上、公園・空き地

が狙われやすくなっています。

行動する時間帯や場所に気をつけましょう。

愛知県内の声かけ・つきまとい事案等(13歳未満)の情報件数(愛知県警察本部しらべ)



子どもを守る合言葉「つみきおに」

ついていけない

みんなといつもいっしょ

きちんとしらせる

おおごえでたすけをよぶ

にげる



★保護者の皆様へ

詳しくは愛知県警察公式YouTubeの実写動画で学べます。お子様と一緒に是非ご覧ください!

学ぼう! 防犯学習動画

走って逃げよう!助けを呼ぼう!

BO-KEN あいち



本編

シミュレーション編

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

①交通安全教育の充実

地域・家庭・職場での交通安全教育に努めましょう。

②自転車損害賠償保険等への加入義務化

自転車を利用する方は、自転車損害賠償保険等へ必ず加入しましょう。未成年の方が自転車を利用する場合は、その保護者に加入義務があります。

自転車安全利用五則を守りましょう!

- ①車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

※自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務になっています。



ながらスマホはやめましょう!



確認しよう!「こども110番の家」



「こども110番の家」とは

子どもが身の危険を感じた時に、助けを求めて駆け込めるところで、子どもを保護して警察に通報してくれます。普段からお子さんと一緒に、「こども110番の家」の所在地を確認しておいてください。

「こども110番の家」の標示について

左の標示プレートが、「こども110番の家」の目印です。これ以外にも現在、地域の皆さんや企業等の自主的な活動による「こども110番の家」が多数設置されています。

「こども110番の家」がない場合は

近くにあるお店や家など、どこにでも駆け込んで助けを求めるように教えてあげてください。

防犯ブザーと安全マップでお子さんの安全を守りましょう

防犯ブザーは常に携帯し、すぐに使える状態にしておくことが大切です。

- 腕や肩をつかまれた時でも手が届くように、防犯ブザーはランドセルの肩ベルトや腰の位置につける
 - 定期的に鳴るかどうかが点検する(電池がなくなっている場合がある)
- ことを指導してください。



地域の安全な場所や危険な場所をまとめた地図を、「安全マップ」と言います。それをつくることで、子どもは身近な危険を意識するようになり、身を守る力が育ちます。また、完成した安全マップは、毎日、心強い案内役を果たしてくれます。ぜひ、親子でつくってみてください。



名古屋市緊急情報メール配信システム

なごやっ子あんしんメール

緊急情報等を保護者の皆さまにお知らせするメール配信を行っています。ぜひご登録ください。

各学校(園)・市教育委員会からの情報

児童・生徒の登下校時の安全確保を図るための不審者情報や、急な行事変更などの情報を、いち早く学校や名古屋市教育委員会から保護者の皆さまの登録アドレスへ直接メール配信いたします。

- ◆ 各学校(園)からの配信
 - 不審者情報
 - 台風による予定変更
 - 学校行事情報 等
- ◆ 市教育委員会からの配信
 - 大地震情報
 - 強毒インフルエンザ情報
 - 凶悪犯罪情報 等

詳しくは、[なごやっ子あんしんメール](#) 検索

※登録については各学校にお問い合わせください。

名古屋市教育委員会



これさえあれば必ず役立つ! 防犯情報まるわかりアプリ

アイチポリス



送

事前に登録した相手に現在地を連絡できる。

ダウンロードはこちら

※本アプリは無料で利用できますが、ダウンロード及び利用時にはデータ通信料がかかります。

iOS 端末

Android 端末

受

子育ての安心に

イマココ機能

不審者情報(〇〇警察署)

発生日時
〇月〇日(金)午後〇時〇分頃

発生場所
〇〇区〇〇4丁目先路上

状況
男が下校中の女子児童に対し、「お菓子をあげるからついておいで」と声をかけた。

不審者等
男1名、50歳位、中肉、黒色キツツ帽、黒色長袖シャツ

パトネットあいち

不審者情報、犯罪情報等、警察の発信がリアルタイムに届く。

※画像はイメージです。

愛知県警察本部

有害な環境から守る

心身の発達途上にある青少年には、社会環境が様々な影響を与えます。青少年をたくましく、心豊かにはぐくんでいくには、青少年を有害な環境から守ることが大切です。
青少年が安心・安全に過ごせる環境づくりに取り組みましょう。

薬物乱用から守る

覚せい剤・大麻・麻薬等の薬物は依存性が強く使用により「幻覚・妄想」等の精神症状が出る場合があります。成長過程の子どもの場合には、特に影響を受けやすく脳に大きなダメージをあたえます。また、薬物を手に入れるために犯罪等に巻き込まれることもあります。子どもたちを薬物から守るのは社会の役割です。大人が正しい知識を持ち、子どもに伝えていきましょう。

薬物に手をださせないための 8カ条

- ① 思春期特有の心と体の変化について理解しましょう。
- ② 毎日の親子の会話とコミュニケーションを大切にしましょう。
- ③ 子どもの話には常に耳を傾けましょう。
- ④ 友情をつちかい、仲間からの悪い誘いを拒否できる勇気を育てましょう。
- ⑤ 子どもが家族や学校の先生にいつでも相談できるようにしておきましょう。
- ⑥ 子ども自身で、健全な決断ができるように育てましょう。
- ⑦ 学校や地域社会との関係を大切にしましょう。
- ⑧ 子どもの様子がおかしいと気になったら、相談窓口等に相談しましょう。



薬物問題等依存症に関する相談窓口

- 名古屋市精神保健福祉センター ここらば依存症相談窓口
※受付時間／月～金（祝休日・年末年始を除く）午前8時45分～午後5時15分

☎483-3022

医薬品も間違った使い方は乱用となります

医薬品を用法・容量を守らずに過量に摂取する「オーバードーズ」は健康被害を引き起こしたり、依存症になってやめられなくなる恐れがあります。近年は子どもによる市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）が増加傾向にあり、新たな問題となっています。

その背景には、子どもがつらい気持ちや孤独感、ストレスなどをまぎらわしたいという気持ちから大量摂取につながっているようです。子どもが自分自身を大切に思う気持ちを育むためにも、大人は日々の子どもの様子を注意深く見守り、気持ちに寄り添うことが大切です。

喫煙・飲酒をさせない

タバコもお酒も有害です。特に成長期にある青少年の喫煙・飲酒は心身の発達の大きな弊害になります。また、経験年齢が低いほど依存が形成されやすいので、青少年の喫煙・飲酒の防止対策が重要です。

深夜の出歩きを止めさせましょう

保護者は深夜にみだりに青少年を外出させないようにしましょう。

また、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、ゲームセンター、コンビニエンスストア等の深夜商業施設の事業者や地域の大人は、深夜に外出している青少年を見かけたら、積極的に声をかけ帰宅を促すよう努めましょう。

カラオケ・漫画喫茶・インターネットカフェには、午後11時以降、青少年（18歳未満）は保護者同伴でも入場できません。
違反するとこれらの事業者等には愛知県青少年保護育成条例により30万円以下の罰金とする罰則の適用があります。





消費者トラブルから守る

民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳が親（親権者）の同意を得なくても自分の意思でさまざまな契約をすることができるようになりました。しかし、その一方で未成年者契約の取り消し（未成年者が親権者の同意を得ずにした契約の取り消し）ができなくなります。青少年が消費者トラブルに遭わないよう、大人が正しい知識を持ち、子どもたちに伝えていきましょう。



消費生活センター
マスコットキャラクター
コアラのハッピー

消費生活トラブル等に関する消費生活相談窓口

● 消費生活センター消費生活相談窓口

☎222-9671

※電話相談受付時間／月～土（祝休日・年末年始除く）午前9時00分～午後4時15分

詳しくはこちら／



子どもたちによりよい環境を

～「青少年と社会環境に関する懇談会」申し合わせ（令和6年10月30日）～

心身の発達途上にある青少年には、社会環境がさまざまな影響を与え、青少年の非行との関連も憂慮されています。青少年を取り巻く社会環境を浄化し、非行や事故・犯罪被害、いじめなどを防止して心身ともたくましい青少年を育成するためには、関係業界（者）及び家庭・学校・地域総ぐるみでの取り組みが必要です。

そこで、私たちは『なごや子どもの権利条例』、『安心・安全で快適なまちづくりなごや条例』の掲げる理念を踏まえ、有害環境に対して適切な判断ができ、健全な行動をとることができる青少年を育成するため、次のことを申し合わせます。

1

スマートフォン、タブレット端末やゲーム機器、パソコン等のインターネットを通して青少年が有害情報を閲覧しないよう、フィルタリングを普及・啓発するとともに、「ネット・ゲーム依存」や「SNS等によるいじめやトラブル」に発展しないよう、また犯罪の被害者・加害者にならないよう、情報モラル教育や家庭でのルールづくりを推進するなど、インターネットの安心・安全な利用方法について周知に努めます。

2

乗車用ヘルメットの着用など自転車の安全で適正な利用を促進するとともに、「歩きスマホ」や「ながらスマホ」をしないなど、歩行者、自転車、電動キックボード、車等それぞれの立場で交通ルールやマナーを守るよう交通安全教育に努めます。

3

地域で青少年を守り育てるため、登下校時間帯を重点に日頃から声かけ・あいさつ等を積極的に行い、顔見知りの環境づくりに努めます。

4

青少年に悪影響を及ぼすポスター、チラシなどの広告物や、成人向け雑誌、アダルトビデオなどの有害図書類を、青少年に「売らない」「貸さない」「見せない」よう努めます。

5

カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、ゲームセンター（大型ショッピングセンター内を含む）、コンビニエンスストア等においては、特に深夜におけるたまり場化の防止等に努めます。

6

オーバードーズや危険ドラッグ（大麻グミやクッキーなど様々な形状のものを含む）、覚醒剤、大麻、合成麻薬等の薬物乱用の有害性・危険性について、青少年が正しく理解できるよう啓発に取り組み、薬物乱用の防止に努めます。

7

酒類、たばこを販売する際には年齢確認を行うなど、20歳未満には販売しないようにするとともに、容易に入手できないような環境づくりに努めます。

8

青少年を有害情報から守るための『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律』や、有害図書類の販売禁止や深夜外出の制限等を規定している『愛知県青少年保護育成条例』等の法令を、関係事業者や保護者等の自主的な取り組みにより広く啓発するよう努めます。

※太字（項目1・2）については重点事項とします。

申し合わせをした関係団体（順不同）

各区安心・安全で快適なまちづくり協議会／名古屋市立小中学校PTA協議会／愛知県私学協会名古屋支部
NTT西日本東海支店／一般社団法人日本アミューズメント産業協会愛知県本部／愛知県インターネットサービスプロバイダ防犯連絡協議会
愛知県カラオケボックス協会／愛知県コンビニエンスストア防犯対策協議会／愛知県書店商業組合／日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
日本たばこ産業株式会社愛知支社／愛知県たばこ販売協同組合／一般社団法人日本複合カフェ協会／株式会社ドコモCS東海
KDDI株式会社中部総支社／ソフトバンク株式会社／LINEヤフー株式会社／名古屋小売酒販組合／イオンリテール株式会社東海カンパニー／日本チェーンドラッグストア協会
総務省東海総合通信局／名古屋国税局／愛知県／愛知県警察本部／名古屋市立小中学校長会／名古屋市立高等学校長会／名古屋教育委員会／名古屋市

正しく使おう インターネット

インターネットはスマートフォンやパソコンからいつでも気軽に利用でき、とても便利ですが、青少年にとって有害な情報もあり、保護者の目の届かないところでトラブルや犯罪被害、いじめに巻き込まれるケースが毎年多く発生しています。子どもの健全な成長や安全を守るためにフィルタリングを必ず設定し、家庭でのルールを作りましょう。

インターネット利用に関するトラブル・対策例

安易な書き込み

不特定多数の人が利用するコミュニティサイトに安易に悪口を書き込んだり、勝手に他人の個人情報に掲載したことが原因で、いじめや暴行事件に発展する等のトラブルが発生しています。

- 自分が書き込まれて嫌なことは絶対に書き込まない。
- 個人情報は掲載しない。
- 悪質な書き込みをされた場合、サイト管理者やプロバイダに削除を要請する。



出会い系サイト・コミュニティサイトに関する犯罪被害

出会い系サイトはもちろん、一般のコミュニティサイトやゲームサイトなど、子どもが気軽に利用しているサイトを通じて誘拐等の事件に巻き込まれたり、つきまといや性被害にあったりするケースが増えています。

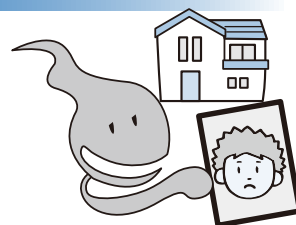
- 出会いを求める書き込みはしない。
- ネットで知り合った人に誘われても絶対に会わない。
- 個人情報は公表しない。
- 生活範囲を推測される写真等を投稿しない。

自画撮り被害

近年、SNS上で知り合った相手から騙されたり脅されたりして、自分の裸を撮影して送られる「自画撮り」による児童ポルノ被害が問題になっています。

一度、インターネット上に流出した画像の回収は極めて困難です。

- 下着姿や裸の写真・動画は絶対に撮らない、撮らせない、送らない。
- 交際相手、友達等の信用している相手であっても、絶対に送らない。



多発する自画撮り被害を防止するため、自画撮り被害防止アプリ「コドマモ」が完成しました。自画撮り被害防止機能のほか、子どもの位置情報、スマホの使用状況も把握できます。

自画撮り
被害防止アプリ
「コドマモKids」
ダウンロードサイト



iPhone等
をご利用の方



Android端末を
ご利用の方

自画撮り
被害防止アプリ
「コドマモ」
ダウンロードサイト



iPhone等
をご利用の方



Android端末を
ご利用の方

ネット依存・ながらスマホ

無料通話アプリやゲームなどに夢中になり、勉強や食事中的「ながらスマホ」や歩行中の「歩きスマホ」などネットやスマホに依存傾向の子どもが増えています。また課金による高額請求等の問題もあります。

- 利用時間や利用サイト・アプリについて家族で話し合い、決めたルールを守る。
- 勉強や食事中は使わない。気になるなら保護者に預けるなどメリハリをつけて使用する。
- 「ながらスマホ」や「歩きスマホ」は事故につながるので絶対にしない。



参考

総務省インターネットトラブル事例集

検索

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/
実際に子どもたちに起きているトラブル事例と、その予防・対処のポイント



フィルタリングを設定しましょう

フィルタリングとは、違法・有害情報の閲覧を制限するサービスです。

子どもが安心・安全にインターネットを利用するために、携帯電話やスマートフォンなどには、フィルタリングを必ず設定しましょう。保護者も設定すると、その機能を理解できるほか、自身の危険も軽減できます。

※コミュニティサイトによる被害児童のうち、フィルタリングを利用していなかった児童は89.9%

(令和6年 警察庁調べ)

主な設定方法

● 詳細は携帯電話会社や販売店でご確認ください

- ① 購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込む
- ② スマートフォンなどでWi-Fi通信を利用してWEB(ブラウザ)を閲覧する場合にも、制限可能なフィルタリングアプリを設定する
- ③ アプリの利用制限をするアプリ用のフィルタリングを設定する

※ 一部端末は本体の機能制限の設定も必要です。



青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の概要

◆保護者がしなければならないこと

18歳未満の子どものために携帯電話・スマートフォンなどを購入し、使用させる場合には、「子どもが携帯電話・スマートフォンなどを使用する」旨を事業者申し出なければなりません。

◆事業者がしなければならないこと

18歳未満の子どもが携帯電話・スマートフォンなどでインターネットを利用することを確認し、利用する場合には、フィルタリングサービスを提供し、同フィルタリングを有効化しなければなりません。

※愛知県青少年保護育成条例においても、保護者と事業者の義務が規定されています。(詳しくは14ページへ)

家庭でのルールを作しましょう

青少年をインターネットに潜む危険から守り、健全に育てるために保護者が利用状況を把握する必要があります。青少年のインターネット利用にあたり家族間で話し合っ、子どもの成長に合わせた無理のない範囲でルールを決めることが大切です。

名古屋市おすすめルール

- 家で利用する時間は夜9時までにする
- 食卓に持ち込まない
- 人の悪口や個人情報を書きこまない
- ケータイ・スマホを使わない人を仲間はすれにしない
- 知らない相手にメール等を返信しない

◆その他のルールの例

- 友達にメールなどのやり取りを強要しない
- お金がかかる場合は事前に相談する
- 困った時はすぐに相談をする
- パスワードは保護者が管理する
- ルールを破ったら一時利用禁止とする

スマートフォンなどのインターネットの安心・安全な利用に関する講座

子どもに迫るネット危機の実体を正しく知り、予防と対策法やフィルタリングの設定を学ぶ講座の講師派遣が様々な機関で行われています。謝礼や交通費は無料です。

無料で
講座を開催!

e-ネットキャラバン / e-ネットキャラバンPlus

申込先

e-ネットキャラバン
安心安全講座
申し込みフォーム↓
<https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/notes/>



問合せ先

総務省東海総合通信局
電気通信事業課
TEL052-971-9347

サイバー犯罪防止講話

申込先

お住まい又は勤務地を
管轄する警察署生活安全課

問合せ先

愛知県警察本部生活安全部
サイバー犯罪対策課
TEL052-951-1611 (代)

みんなで支えよう! なごやの子ども!

なごや子どもの権利条例

「なごや子どもの権利条例」は、子どもが権利の主体であることを明確に表すために、これまでの「なごや子ども条例」を、令和2年4月に改正したものです。

子どもの権利を守るためには、大人にも子どもにもこの条例の内容を知ってもらうことが必要だと考えています。

「子どもの権利」について、一緒に考えてみませんか?

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
「なごっち」



～子どもにとって大切な権利～

- 安全に安心して生きることができます。
- のびのびと豊かに育つことができます。
- 一人一人が尊重されます。
- 自分たちにかかわることに主体的に参加できます。

◆詳しくは **名古屋市公式ウェブサイト** (<https://www.city.nagoya.jp/> から「なごや子どもの権利条例」で検索) をご覧ください。

なごや子ども・子育てわくわくプラン2029



令和7年3月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029」を策定しました。

この計画は、なごや子どもの権利条例第20条の規定による「子どもに関する総合計画」です。

- 計画の対象：すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会
- 計画の期間：令和7年度から令和11年度までの5年間

めざすまちの姿

子どもの
権利への理解を深め、
子どもの権利を守る
文化を育むまち

子どもの
主体性を重視し、
子どもの幸福感を
大切にするまち

子どもの発達などを
考慮しながら、
子どもの成長を
支えるまち

子どもと
関わり育てることに
喜びを感じられるまち

子ども

安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども

自分の居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者

若者

めざす姿

子育て 家族

保護者が仕事と家庭生活のバランスをはかりながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭

子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

社会

◆詳しくは **名古屋市公式ウェブサイト** (<https://www.city.nagoya.jp/> から「わくわくプラン2029」で検索) をご覧ください。

問合せ先

- 名古屋市子ども青少年局 企画経理課

※受付日時／月～金(祝休日・年末年始を除く)午前8時45分～午後5時15分

☎972-3081



子どもたちの
権利を守ります

名古屋市 子どもの権利相談室

なごもっか



「なごもっか」は困っている子どもの声に耳を傾け、その権利を守るところです。

悩みや困り事がある時は何でも相談してください。まず、子どもの話を聴き、子どもが自分で決めることを大切にしながら、子どもにとって一番良いこと(最善の利益)は何かを一緒に考えます。

例えば、こんなときは「なごもっか」へ

- 学校へ行きたくない
- みんなと違うのはダメなの?
- いじめで悩んでいる
- 人に言えないイヤなことがある
- 話を聴いてくれない
- イヤなこと言っちゃった
- 家にいたくない
- このルールおかしくない?

※その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。

相談するには?

電話で

会って

ファックス・手紙で

子ども専用

フリーダイヤル はなし きくよ

無料

☎0120-874-994

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

大人用電話番号 (052)211-8640 FAX (052)211-8072

相談時間

月 / 午前11時～午後 7時(受付は午後6時30分まで)
火・木・金 / 午前11時～午後 9時(受付は午後8時30分まで)
土 / 午前11時～午後 5時(受付は午後4時30分まで)

※午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。 ※祝日・年末年始を除きます。

場所

〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

子ども・若者総合相談センター

(名古屋市委託事業)

ひとりで悩まず
お電話ください!

ホームページ <https://cowaka.net/>

さまざまな子ども・若者に関する相談(無料・予約制)を受けています。ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください。専門の相談員がお待ちしております。

最初の一步はあなたの電話から

問合せ先

☎961-2544

【電話受付時間: 月～土 / 午前10時～午後5時】

※祝日・年末年始を除く

Eメール kiku@cowaka.net

金山Branch

オープン
スペース

無料

ほっとできる場所・わくわくできる場所・あったかい場所
「MoiMoi(もいもい)」。休憩したり自習したり、グループ活動
をしたり、ひとりひとりの目的に応じた過ごし方ができます。
学校やアルバイトなどの帰りにお気軽にお越しください。

対象: 市内在住の15～概ね39歳

詳しくはコチラ

住所: 名古屋市中区正木4丁目9-1

笹とみビル2階

開所日: 月曜日～土曜日

(祝日・年末年始を除く)

開所時間: 14:00～21:00



さわって! 遊んで! 学ぼう!

なごや子ども・若者わくわくフェスタ!

名古屋市青少年育成市民大会

無料

開催日: 令和7年8月1日(金)

場所: イオンモールナゴヤドーム前

内容: 楽しくスマートフォンやインターネットの安心・安全な利用方法について学ぶ
ことのできるブースなど、子ども・若者を守るための啓発ブースが出展されます。
どなたでもお気軽にご参加ください。

来場者プレゼント
があるよ!



問合せ先

● 名古屋市子ども青少年局 青少年家庭課

※受付日時 / 月～金(祝休日・年末年始を除く) 午前8時45分～午後5時15分

☎972-3258

ふれあいのある明るい家庭づくり

なごや未来っ子応援制度

企業、地域、行政との連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する制度です。子育て家庭優待カード事業等を行っています。



子育て家庭優待カード「ひよか」とは

カード(ひよか)の交付を受けた市内在住で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもがいる家庭(妊婦の方を含む)が、協賛店にカード(ひよか)を提示することによって、協賛店が独自に定める特典を受けることができる事業です。市内協賛店のほか、東海3県の協賛店、全国共通ロゴマークのある他自治体の協賛店でも利用することができます。

令和7年3月に
新しくなりました

ひよか協賛店の協賛内容等は、
なごや子育てアプリなごみー
名古屋市子育て応援サイト
から検索できます。

各アプリの
ダウンロードは
右記QRへ

なごや子育て
アプリなごみー



名古屋市
子育て応援サイト



協賛店は随時募集をしています。

当事業の趣旨に賛同いただける企業・施設・店舗の方は、ぜひ登録をお願いします。

問合せ先

● 名古屋市子ども青少年局子育て支援課

※受付日時／月～金(祝休日・年末年始を除く) 午前8時45分～午後5時15分

☎972-3083

毎月第3日曜日は「家庭の日」です

手をつなごう 心もつなごう「家庭の日」

名古屋市では、家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについてあらためて考える機会としてもらうため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。親子のふれあいのある明るい家庭づくりに努めましょう。

- 家族でもあいさつはきちんとしましょう。
- 家族みんなで地域の行事に参加するなど、一緒に過ごす時間をもちましょう。
- 家族の中で役割分担を決めましょう。
- 家族と食事をする時間を大切にしましょう。



愛知県青少年保護育成条例（要旨）

目的[1条]

この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止して、青少年を保護し、その健全な育成を図ろうとするものです。

青少年とは[4条]

この条例において青少年とは、18歳未満の者をいいます。

有害図書類の販売等の禁止[6条・7条]

- 業者は、知事が指定した有害図書類（雑誌、ビデオ、DVD、ゲームソフトなど）を青少年に販売したり、貸したり、見せたりしてはいけません。（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）
- 有害図書類は、成人向コーナーに青少年が閲覧することができないように包装して陳列し、青少年の購入等のお断りの掲示をしなければいけません。（改善命令違反は30万円以下の罰金）

有害がん具類の販売等の禁止[10条・10条の2]

- 業者は、知事が指定した有害がん具類を青少年に販売したり貸したりしてはいけません。（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

有害広告文書等の頒布の規制[12条]

- 有害広告文書（アダルトビデオのチラシ等）、図画その他の物品を青少年へ頒布したり、戸別頒布してはいけません。（中止命令違反は10万円以下の罰金）

有害広告物の撤去等の命令[13条]

- 知事は、有害広告物の撤去、内容変更を命ずることができます。（命令違反は10万円以下の罰金）

いん行（淫行）、わいせつ行為の禁止[14条]

- だれもが青少年に対し、いん行、わいせつ行為をしてはいけません。（2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）
- また、いん行、わいせつ行為を教えたり、見せたりしてもいけません。（10万円以下の罰金）

児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止[14条の2]

- だれもが青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求めてはいけません。（「拒まれたにもかかわらず」「脅迫」「欺き」「困惑」「対償を供与」「対償供与の申込み」「対償供与の約束」といった不当な手段を用いて要求した場合には30万円以下の罰金）

（令和7年3月25日公布、同年7月1日施行）

入れ墨の禁止[14条の3]

- だれもが青少年に対し、正当な理由なく、入れ墨を施したり、勧誘、周旋、または入れ墨を受けることを強要してはいけません。（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

深夜外出の制限[17条]

- だれもが、正当な理由なく深夜（午後11時から翌日の午前6時まで）に青少年を連れ出したり、同伴、またはとどめたりしてはいけません。（10万円以下の罰金）
- ◎また、保護者は深夜にみだりに青少年を外出させないようにしなければなりません。
- ◎コンビニ等の深夜商業施設の事業者等は、深夜に施設内等にいる青少年に対して、通勤又は通学等の場合を除き、帰宅を促さなければなりません。

深夜営業施設への入場の禁止[17条の2]

- カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェの事業者等は、深夜営業の時間内に青少年を立ち入らせてはいけません。（30万円以下の罰金）
- ◎また、青少年の深夜における施設への立ち入り禁止の掲示をしなければなりません。

有害役務営業を営む者等に対する禁止行為等[17条の3・17条の5・17条の6]

- 性的好奇心をそそる水着や下着姿等でサービスを提供するなどの営業を「有害役務営業」と定義し、営業所等で
 - ①青少年に従事させること（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）
 - ②客として立ち入らせること（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（「店舗型有害役務営業」のみ））
 - ③勧誘すること（30万円以下の罰金）
 - ④ビラ等の頒布（30万円以下の罰金）を行ってはいけません。（①から④の違反行為に対する営業停止命令（6月以内）、命令違反は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）
- 従業者名簿の備付け・保存をしなければいけません。（30万円以下の罰金）
- ◎広告宣伝の際に青少年の立入り又は客となることの禁止の明示、営業所への青少年の立入禁止の掲示をしなければいけません。

インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止[18条の2・18条の3]

- ◎保護者及び学校、職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者や店舗等でインターネットを利用させる者は、フィルタリングの活用等により、青少年に有害な情報の閲覧等をさせないように努めなければなりません。
- ◎プロバイダや携帯電話等の販売者は、フィルタリングに係る情報提供を行うように努めなければなりません。
- ◎保護者が、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、その理由を記載した書面を提出しなければなりません。
- ◎保護者が、フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出を事業者にするときは、その理由を記載した書面を提出しなければなりません。
- ◎事業者は、保護者が提出した書面を保存しなければなりません。
- ◎知事は、事業者等が条例の規定を順守していないと認めるときは、これらを順守すべきことを勧告することができます。また、勧告に従わないときはその旨及びその勧告の内容を公表することができます。

◆青少年相談のご案内 青少年の悩み事や非行問題等で困りのときは、お気軽にご相談ください。

名 称	実施機関・所在地	電 話	方 法	相談時間等	相談内容
子ども・若者 総合相談	名古屋市子ども・若者 総合相談センター 東区泉一丁目1-4 名古屋市教育館8階	961-2544	面接相談(予約)	月～土 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	ニート・ひきこもりなどの 困難を有する子ども ・若者に関する相談
子どもの 権利相談室 「なごもっか」	東区東桜一丁目13-3 NHK名古屋放送センタービル6階	【子ども専用フリーダイヤル】 ハナシ キクヨ 0120-874-994 【大人用電話番号】 211-8640 【FAX】211-8072	電話相談・来所相談 FAX・郵便	月 11:00～19:00 火・木・金 11:00～21:00 土 11:00～17:00 (いずれも受付は開所の30分前まで。 祝日、年末年始を除く) 20時以降に面談を希望する場合は 事前に連絡してください。	子どもの権利侵害に 関する相談
子ども教育相談 ハートフレンド なごや	熱田区神宮三丁目6-14 名古屋市教育センター内	【総合相談ダイヤル】 683-8222 年末年始及び 日曜・祝日は休業	電話相談 来所相談(要予約) 訪問相談(学校を通じての申し込み)	月～金 9:30～19:00 土 9:30～12:00 月～金 9:30～17:00 月～金 9:00～16:00 随時 ※返信までに数日 かかることもあります。	子どもの教育・養育上 の問題に関するあら ゆる内容
ヤングテレホン	愛知県警察本部少年課 少年サポートセンター名古屋 昭和区折戸町4-16 名古屋市児童福祉センター内	764-1611 Eメール相談は愛知県警察ホームページから ご利用ください	電話相談・面接相談(予約)	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	少年自身の悩みことや、 保護者からの少年に関 する相談
被害少年相談電話		フリーダイヤル ナヤマ ナヤミ いおう 0120-7867-70 【FAX】764-1613	電話相談・面接相談(予約)	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	犯罪・いじめ・児童虐待な ど少年の被害に関する 相談
サイバー犯罪 相談・情報提供	愛知県警察本部 中区三の丸二丁目1-1	951-1611(代) ホームページアドレス https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/cyber/index.html	電話相談	月～金 9:00～17:00 (祝休日・年末年始を除く) 受付後、警察から電話連絡します。 24時間(受付) (連絡までに数日かかることもあります)	コンピュータネットワー クを悪用した犯罪の相 談・情報提供
消費生活相談	消費生活センター 中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ11階	222-9671	月～金 電話相談・来所相談 土 電話相談	受付時間 9:00～16:15 (祝休日・年末年始を除く)	商品・サービスの契約トラ ブルや架空請求、多重 債務などに関する相談
児童相談	中央児童相談所 昭和区折戸町4-16 西部児童相談所 中川区小坂町1-1-20 東部児童相談所 緑区鳴海町字小森48-5	757-6111(代) 【FAX】757-6122 365-3231 【FAX】365-3281 899-4630 【FAX】896-4717	千種・東・北・中・昭和・守山・ 名東区の方 西・中村・熱田・中川・港区の方 瑞穂・南・緑・天白区の方	月～金 8:45～17:30 電話相談・面接相談(予約) (祝休日・年末年始を除く)	養育困難・児童虐待・非行・ 障害・不登校・しつけ等
子ども虐待 Eメール相談	中央児童相談所 西部児童相談所 東部児童相談所	名古屋市ホームページアドレスからご利用ください http://www.city.nagoya.jp/ から「子ども虐待相談」で検索		24時間	ホームページからの 児童虐待相談・通告の受付
子ども電話相談	なごやっ子SOS	761-4152	電話相談	24時間	児童虐待・子育ての悩み・ 子ども自身からのSOS
地域子ども相談室	子ども家庭支援センターさくら 南区呼続四丁目26-37	821-7867	電話相談	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝休日・年末年始を除く)	児童虐待、子育ての悩 み等
教育相談 こころの電話	公益財団法人 愛知県教育・スポーツ振興財団 中区新栄一丁目49-10	261-9671	電話相談	10:00～22:00 (年末年始を除く)	いじめ、不登校、学校生活、 友人関係、発達障害、学習・成 績、家族関係、男女交際等
依存症相談	名古屋市精神保健福祉センター こころぽ 中村区名楽町四丁目7-18	483-3022	電話相談・面接相談(予約)	受付時間 月～金 8:45～17:15 (祝休日・年末年始を除く)	アルコール、薬物、 ギャンブル等の依存症
こどもの人権 110番	名古屋法務局人権擁護部 中区三の丸二丁目2-1	0120-007-110 Eメール相談は「インターネット人権相談」で検索 https://www.jinken.go.jp/ LINEによる人権相談 アカウント名:「法務局LINEじんけん相談」 検索ID:@linejinkensoudan	電話相談 面接相談(予約不要)	月～金 8:30～17:15 (祝休日・年末年始を除く) 24時間 (返信までに数日かかることもあります) 月～金 8:30～17:15 (祝休日・年末年始を除く)	いじめ、体罰等子ども の人権に関する相談
子どもSOS ほっとライン24	全国共通ダイヤル	フリーダイヤル 0120-0-78310	な や み い お う	毎日24時間 (IP電話の一部はつながりません。)	
なごや 子ども応援委員会	市立学校・幼稚園の幼児児童生徒や、その保護者を対象に、スクールカウンセラー等が相談に応じています。 相談したい時は、通っている市立学校・幼稚園に連絡してください。 (その他お問合わせ等は、教育委員会子ども応援課 (052-684-4894) まで)				

※いつでもお問い合わせができるよう切り取り活用ください。



編集・発行

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 【電話】972-3257 【FAX】972-4439

令和7年5月発行

※この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。